

固定資産税課長  
 資産税課長  
 税務課長  
 課税課長 殿



一般社団法人 日本経営協会  
 常務理事・中部本部長 大久保 若穂

事例で学ぶ！固定資産税（償却資産）担当者必須の講座

NOMA 行政管理講座（名古屋）開催のご案内

＜ 令和3年8月3日・4日開催 ＞

# 固定資産税（償却資産）の課税と調査実務

～ 実地調査前に知っておきたい 基礎から学ぶ法人税減価償却制度のポイントと  
 固定資産税（償却資産）の課税客体・評価・課税から実地調査まで ～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「公平・中立」であるべき租税制度における償却資産把握の体制が市町村によって異なっており、課税の公平性を懸念する声もあります。また、不申告者への適法な対応がなされていないことがあるのではないかと疑念を持たれかねません。

そこで本講座は、担当者の皆様に法人税・所得税の減価償却制度を理解していただき、固定資産税（償却資産の仕組み）の評価と課税を適正かつ公正に行うため、課税客体とは何かについて学びます。また、実地調査のポイントとなる簿記会計の基礎知識、償却資産の「把握・補足」、課税漏れ等、実務に即しながらわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者多数のご参加をお勧め申し上げます。 敬具

### 【本講座の解説ポイント】

- ◆減価償却とは ◆減価償却資産の質疑応答集 ◆税会計上の減価償却資産と償却資産の取扱いの相違について
- ◆課税客体（償却資産と家屋・土地）の区分について ◆固定資産税（償却資産）の実地調査
- ◆不申告者への対応について解説します。

### 記

日時：令和3年 8月 3日（火）13:00～17:00

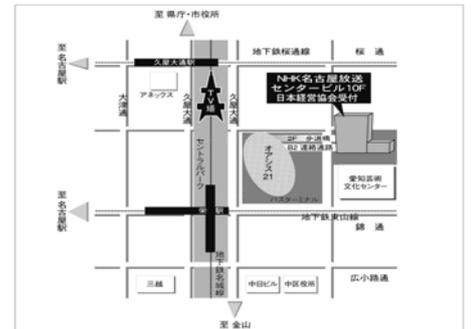
4日（水）9:30～16:30（計2日・10H）

会場：NHK名古屋放送センタービル内教室

講師：小川正己税理士事務所 税理士 小川 正己 氏

参加料（負担金 1名につき）：

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000円	2,900円	31,900円
一般	32,000円	3,200円	35,200円



【JR-名鉄・近鉄の名古屋駅より】  
 地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分  
 地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分  
 【中部国際空港より】  
 名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分  
 ※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要場合はご連絡ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただきます。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前（3営業日前まで）にご連絡下さい。開催日の3営業日前～前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊（ご参考）：本会では宿泊手配（予約）はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。  
 ※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます  
 ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください（時期によって変動がございます）

ホテル名	通常シングル客室料金（参考）	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000円～13,000円(15～20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000円～	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ（担当：松尾）

お申込先 〒461-0005 名古屋市中区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ホームページ <http://www.noma-chubu.jp>

※お問合せは、平日の9：15～17：15にお願いいたします。

以上

**法人税・所得税の減価償却**

**I 初めて学ぶ減価償却制度**

**1 減価償却の基本となる決まり**

- (1) 減価償却とは
  - ①資産の価値が少なくなった分を費用にする
  - ②その費用が大きくなれば税金が少なくなる
  - ③資産を買った時の代金は支出時に費用処理できない
  - ④それではいつ費用処理をするのか
- (2) 減価償却資産の範囲
  - ①償却対象資産は大きく分けて3分類 ②どんな資産が減価償却資産か
- (3) 減価償却できない資産
  - ①使用や時の経過により減少しないものとは
  - ②希少価値のある古美術品とは ③事業の用に使用していない資産

**2 取得価格とは**

- (1) 購入した場合
- (2) 自己が建設、製作、製造した場合
- (3) 取得価額に含めなくてもよい付随費用とは
- (4) 税込経理・税抜き経理
- (5) 取得価額によって異なる処理とは
  - ①少額減価償却資産 ②一括償却資産 ③取得価額30万未満の資産
 ※取得費の質疑応答集（よくある事例）

**3 減価償却費の計算**

- (1) 償却限度額とは
- (2) 償却方法
  - ①定額法 ②定率法 ③減価償却費の算出（事例計算）
- (3) 耐用年数
  - ①法定耐用年数 ②中古資産の耐用年数

**4 損金経理**

- (1) 減価償却費を損金に算入する要件
- (2) 会計上と税務上の共通点と相違点
  - ①会計上の費用計上額と損金算入額が相違する場合
  - ②損金算入額はどのように決まるか ③減価償却費勘定は一つではない

**5 資本的支出と修繕費**

- (1) 資本的支出は資産となる
  - (2) 修繕費の考え方
- ※資本的支出と修繕費の質疑応答集（よくある事例）

**II 帳簿調査に必要な簿記**

簿記の基礎知識と帳簿等の見方

**講師紹介**

**税理士 小川 正己 氏**

2005年 東京都(主税局)退職  
同年 小川正己税理士事務所開設

※当日は、電卓を必ずご持参ください。  
※講義中は、名札をご用意いただきます。

**固定資産税（償却資産）**

**I 固定資産税（償却資産）の概要**

- 1 固定資産税としての償却資産
- 2 税務会計上の減価償却資産の取扱いとの相違

**II 課税客体**

- 1 家屋とは
- 2 償却資産の課税客体  
見積書からの拾い出し（5,000㎡程度の事務所ビル）
- 3 家屋と償却資産の区分
- 4 土地と償却資産の区分 ※質疑応答集（よくある事例）

**III 償却資産の課税の仕組み**

- 1 償却資産の課税団体
- 2 償却資産の納税義務者
- 3 償却資産の申告

**IV 償却資産の評価**

- 1 評価の基本
- 2 評価の三要素
- 3 評価額の最低限度

**V 実地調査の概要**

- 1 これから実地調査を始めるにあたって
  - (1) 実地調査を始める前に
  - (2) 実施調査計画の策定 ①調査対象者の選定 ②調査対象者の決定
  - (3) 事前準備及び事前調査
- 2 事前準備
  - (1) 担当者としての責任
  - (2) 調査対象者の申告内容について
- 3 補足調査の実施
  - (1) 「資産なし」として申告書提出の場合
  - (2) 「資産なし」の申告以来、その翌年以降申告のない場合
  - (3) 納税義務者、関与税理士の償却資産調査の認識不足の場合
  - (4) 新規取得資産の把握
- 4 実地調査の実施
  - (1) 調査に際しての確認事項
  - (2) 調査依頼日の決め方
  - (3) 調査の実施 ①補足調査 ②現物調査 ③帳簿調査の流れ
- 5 申告誤謬の処理等
  - (1) 申告誤りの多い資産
  - (2) 申告誤りの原因
  - (3) 申告誤りの処理
  - (4) 実地調査の事後処理
- 6 不申告者への対応
  - (1) 申告なしでも課税できますか
  - (2) 課税ができる条件はありますか
  - (3) 推計課税についての注意事項

一般社団法人日本経営協会・中部本部(担当:松尾) 行

**FAX(052)952-7418**

日本経営協会会員  一般 (該当する方にレ点をつけて下さい)

R3/8/3-4

60016908 「固定資産税（償却資産）の課税と調査実務」参加申込書

年 月 日

ふりがな 団体名	〒	TEL ( ) -	ご派遣責任者 所属・役職名
		Fax ( ) -	
所在地	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	氏名
		担当 経年数	印
		年 月	メールアドレス
		年 月	<通信欄>

※御請求書の宛名についてお知らせください【 団体名と同じ・異なる(宛名 )】

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー運営 ③ セミナーなど本会事業のご案内お申込時点で趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承ください。なお、上記③がご不要な場合は右の口欄にチェックしてください。  不要